

# 重要事項説明書

字幕電話サービスの利用に関する重要事項を記載します。以下の各項目に同意の上、字幕電話サービスをご利用ください。

## 利用の意思等の確認

- ・登録の継続に係る意思の確認等のため、年に1回、登録をした利用者に対し、登録された電子メールアドレスに、契約内容等を記載した書類を電子メールにより送信します。

## サービスの内容

- ・通訳オペレータは、相手の音声による表現をそのまま通訳します。
- ・通訳オペレータは、利用者の代わりに質問したり、交渉したり、調整したりすることはできません。

## 利用料金

- ・初期システム設定費用が申込み時、初回のみかかります。
- ・通話単位は、相手先と通話がつながった時点（留守番電話も含む）から発生します。
- ・通話には、個別のシステム利用料（発信・着信共）が発生する。
- ・通話が途中で中断した場合も、切断するまでの通話料は発生します。
- ・サービス利用料が変更される場合、本サービス契約者に対し電子メール等により予め通知するものとします。

## 登録情報等の取扱い

・登録に必要なものとして入手した情報（以下「登録情報」といいます。）を字幕電話サービスの業務の目的（字幕電話サービスに関する変更等の案内、緊急連絡のために当社から利用者へ直接連絡する場合等）以外に用いることはせず、当社及び字幕電話サービスの提供に必要な業務の委託先以外の第三者には提供しません。ただし、次に掲げる場合には、登録をした利用者の同意を得ることなく、当該登録情報を提供することがあります。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録をした利用者の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、登録をした利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

## 専門機関への通報

- ・通話の内容や画面越しに、虐待、暴力行為、犯罪、自殺行為等を目撃した場合または福祉的支

援の利用が必要であるとわかった場合には、財団の判断において、専門機関に通報することがあります。

#### 禁止事項

- ・字幕電話サービスにおけるすべての映像、文字及び音声を記録として使用し、又は保持する行為（画面の撮影、スクリーンショット等を含む。）
- ・字幕電話サービス個人ご利用規約第9条第1項に規定するサービスの内容に反して、第三者に字幕電話サービスを利用させる行為

#### 免責

- ・字幕電話サービスによる通話の主体は利用者及び相手先であり、当社又は通訳オペレータの故意又は重大な過失によるものを除き、通訳の解釈の齟齬や誤訳等財団及び通訳オペレータは責任を負わないものとします。

私は、重要事項説明書の内容に同意します。

記入日（西暦） 20 年 月 日

利用者名（自署）

---

法定代理人名（自署）※未成年の場合必須

---

◆個人情報 は 厳重に 管理し、当社で実施する事業以外には使用しません。

株式会社 アイセック・ジャパン 20231010